

「監督及び検査事務取扱要領」の制定について

(平11. 4. 30 11中経第74号 11例規第17号)
最終改正 (平16. 4. 1 15中経第205号 15例規第13号)

森林管理局及び総合治山事業所、森林管理事務所、森林管理署、同支署（以下「森林管理署等」という。）の「監督及び検査事務取扱要領」を次のとおり定め、平成11年3月1日から施行する。

なお、「監督及び検査事務取扱要領」（昭和52年3月30日付け52長経第163号52例規第9号）は廃止する。

監督及び検査事務取扱要領

（総則）

第1条 森林管理局及び森林管理署等における、工事又は製造、その他の請負契約又は物件の買入等の契約に当たっての、監督及び検査事務の取り扱いは、会計法（昭和22年3月31日法律第35号。以下「法」という。）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号。以下「規則」という。）、国有林野事業特別会計経理規程（昭和44年農林省訓令第34号、以下「経理規程」という。）、国有林野事業特別会計請負工事監督・検査実施要領（昭和49年林野経第157号。以下「実施要領」という。）及び他の法令等に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（監督職員及び検査職員の任命）

第2条 規則第18条及び第20条に規定する監督職員又は検査職員については、森林管理局においては森林管理局に所属する職員のうちから、森林管理署等においては森林管理署等に所属する職員のうちから任命するものとする。

2 前項の監督職員又は検査職員に任命は、命令簿（別紙様式第1号及び第1号-2）によるものとする。ただし、会議食糧、会場借上料等については、調達等の決議書に検査職員の官職氏名を記入して命令することとし、受命者が押印することにより、命令簿に代えることができるものとする。

3 森林事務所及び治山事業所並びに森林技術作業場の職員又は出張中の職員に任命する場合は、通知書（別紙様式第2号及び第2号-2）を送付するものとする。

4 工事又は製造、その他の請負契約を締結した場合における監督職員は、当該工事等の着工の日までに任命するものとする。

5 前項の請負契約又は物件の買入等の契約についての検査職員は、特別の理由がある場合のほか、当該契約の履行期限までに任命するものとする。

6 監督職員及び検査職員は、当該契約について1人とし、特別の理由により2名以上とする場合は、その職務の内容が明確に区分できる場合に限るものとする。

（監督職員及び検査職員の職務）

第3条 監督職員及び検査職員は、規則第18条、第19条、又は第20条、並びに実施要領第5条又は第26条の規定による職務を行うほか、林道工事検査実行細則（59例規第11号）、治山工事検査基準細則（61例規第5号）、及び製品生産関係請負事業実行監督要領（52例規第3号）、造林事業請負取扱要領（14例規第5号）等に基づき、監督又は検査を行うものとする。

(監督職員と検査職員の兼職禁止の特例)

第4条 監督職員と検査職員は、次に掲げる場合に限り兼職させることができるものとする。

- (1) 特殊な工事又は物件の製造の請負契約で、監督職員のほかに、検査を行うことができる資格を有する職員がいないとき。
- (2) 製品生産請負契約、造林請負契約又はその他の契約で、監督の職務と検査の職務が明確に分離することが困難なとき。

(常時監督職員)

第5条 監督職員は、次に掲げる場合に、あらかじめ必要な人員を命じて監督を行わせることができる。

- (1) 森林事務所及び治山事業所並びに森林技術作業場が担当する工事又は製造、その他の請負契約。
- (2) 当該担当係において実行する工事又は製造、その他の請負契約。

(常時検査職員)

第6条 検査職員は、次に掲げる場合に、あらかじめ必要な人員を命じて検査を行わせることができる。

- (1) 物件の買入等の契約。
- (2) 工事又は製造、その他の請負契約。

(森林管理局契約にかかわる監督及び検査委任)

第7条 支出負担行為担当官（以下「本官」という。）が契約した工事又は製造、その他の請負契約の監督又は検査を森林管理署等の職員に行わせる場合は、本官はその事務を当該森林管理署長等に委任をするものとする。

(森林管理局契約にかかわる物品等の検査委任)

第8条 本官が契約した森林管理署等（森林事務所等を含む。）を納付場所と定めた物品等の検査事務は、特に必要のある場合のほか、当該森林管理署長等に委任をするものとする。

(森林管理署等契約にかかわる監督及び検査の依頼)

第9条 分任支出負担行為担当官（以下「分任官」という。）が契約した工事又は製造、その他の請負契約について、特に必要がある場合は、その監督又は検査事務を森林管理局長又は他の森林管理署長等に依頼することができるものとする。

(森林管理局における監督)

第10条 本官が契約した工事又は製造、その他の請負契約の監督は、当該工事等を担当する主務課の職員に監督職員を命じ、又は常時監督職員に行わせるものとする。

- 2 事業実行上特に必要がある場合は、前項の規定にかかわらず、適任と認める職員に監督職員を命じて行わせることができるものとする。
- 3 前2項の規定は、第9条の規定により、森林管理局長が分任官から監督事務の依頼を受けた場合に準用する。

- 4 監督職員は前項により、監督事務を完了した場合は、監督済報告書（別紙様式第3号）を作成し、森林管理局長に提出するものとする。
- 5 森林管理局長は前項の監督済報告書に基づいて、監督の結果を分任官に通知するものとする。

（森林管理署等における監督）

- 第11条 前条第1項から第3項までの規定は、分任官が契約した工事又は製造、その他の請負契約にかかわる監督の場合に準用する。
- 2 前条第4項に規定は、第7条の規定により、森林管理署長等が本官から監督の委任を受けた場合に準用する

（森林管理局における検査）

- 第12条 森林管理局（店頭渡しを含む。）を、納付場所と定めた物品の検査は、経理課又は該当課の常時検査職員に行わせるものとする。
- 2 工事又は製造、その他の請負契約及び物品の買入等の契約において、特別な知識、技術、経験等を必要とする検査は、当該契約に関する知識等を有する職員に検査職員を命じて行わせるものとする。
 - 3 会議の食糧等で、前2項によりがたい場合は、その都度適任と認める職員に検査職員を命じて行わせるものとする。
 - 4 検査職員は第1項から第3項までによる検査を完了したときは、第16条に規定する検査調書等を作成し、森林管理局長に報告するものとする。
 - 5 第1項から第4項までの規定は、第9条の規定により、森林管理局長が分任官から、工事等の検査について依頼を受けた場合、及び林野庁支出負担行為担当官から物品等の検査委任を受けた場合に、それぞれ準用する。
なお、この場合は、森林管理局長は第4項の検査調書等に基づいて、検査結果を林野庁支出負担行為担当官又は分任官に通知するものとする。

（森林管理署長等における検査）

- 第13条 森林管理署等（店頭渡しを含む。）を、納付場所と定めた物件の検査は、所属の職員に検査職員を命じ、又は常時検査職員に行わせるものとする。
- 2 前条第2項から第4項までの規定は、森林管理署等の検査の場合に準用する。
 - 3 森林事務所及び森林技術作業場並びに治山事業所を納付場所と定めた物件の検査は、第1項を準用する。
 - 4 第1項から第3項までの規定は、森林管理署長等が第7条及び第8条の規定により、本官から検査の委任を受けた場合並びに第9条の規定により、他の分任官から検査の依頼を受けた場合にそれぞれ準用する。
 - 5 前条第5項に規定は、前項の場合に準用する。

（支出負担行為担当官等、及びその補助者以外の職員に行わせる監督、及び検査）

- 第14条 森林管理局長又は森林管理署長等は、知識、技術、経験、その他の事情等により、第2条の規定により難しい場合は、森林管理局又は他の森林管理署等に所属する職員をして、監督及び検査を行わせるものとする。
- 2 前項の場合については、第7条又は第9条を準用するものとする。

(監督及び検査委託)

第15条 法第29条の11第5項に基づき、本官又は分任官が、監督又は検査を国の職員以外の者に委託する場合は、職員の技術の程度又は検査の設備からみて、やむを得ないと認められる場合に限るものとする。

2 前項により委託をしようとする場合は、委託契約により行うものとする。

3 国の職員以外の者に委託して、監督又は検査を行わせた場合においては、受託者から委託監督検査報告書(別紙様式第4号)の提出を求め、この報告書に基づいて、契約の履行を確認するものとする。

(検査調書の作成)

第16条 検査職員は、検査を完了した場合は、予決令第101条の9に規定する検査調書(別紙様式第5号)正副2通を作成し、検査完了した日から5日以内に本官、又は分任官に提出するものとする。

2 規則第24条により、検査調書を省略する場合は、支出負担行為決議書等の該当欄に、検査年月日を記入し、検査職員が記名押印するものとする。

3 契約金額が200万円を超える場合においても、借地料及び長期継続契約に属するものについては、支出負担行為決議書等の該当欄に、給付完了年月日を記入し、検査職員が記名押印することによって、当該決議書等を検査調書に兼ねることができるものとする。

(検査に不合格の場合の措置)

第17条 検査職員は検査の結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その内容及びその措置についての意見を検査調書に記載するものとする。

2 本官又は分任官は前項の検査調書を受けたときは、か所、品名、数量、期限、方法を定めて、契約の相手方に書面をもって、手直し又は引換の通知をするものとする。

3 本官又は分任官は契約の相手方から、前項の結果について、完成又は完納の通知を受けたときは、再度検査を行わせるものとする。

(検査立会職員の任命及び立会)

第18条 本官又は分任官が検査を行うに当たり、必要がある場合は、検査職員のほかに、検査立会職員を命じ、検査に立ち会わせて確認をさせるものとする。

(確認職員の任命及び確認調書の作成)

第19条 工事又は製造、その他の請負契約において、天災その他不可抗力により、工事の既済部分等に損害を生じ、補償の対象となる場合は、監督職員に確認事務を行わせるものとする。

2 前項の確認事務を行う場合、監督職員のほかに確認職員を命じ、監督職員とともに確認を行わせるものとする。

3 前項の確認職員の任命に当たっては、第2条の規定を準用する。

4 監督職員及び確認職員は、確認事務を完了した場合は、確認調書(別紙様式第6号)正副2通を作成し、本官又は分任官に提出するものとする。

附 則 (平成16年4月1日15例規第13号)

この例規は、平成16年4月1日から施行する。